

○環境厚生委員会委員長（高橋修一） 環境厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る七日開催し、本会議より付託されました議案五件及び請願一件について審査の結果、議案第一号中所管分は多数をもって、その他の議案についてはいずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「ニホンジカの捕獲について、今後実施する予察捕獲モデル事業の捕獲はどのような方法で行うのか伺いたい」との質疑に対し、「本事業は、県と一般社団法人青森県猟友会との間で協定を締結し、猟友会が推薦する狩猟者を協定対象捕獲者と位置づけて実際の捕獲を行うとともに、今後のニホンジカ捕獲等に係る基礎資料となるデータ収集を行うものである。今年度は、ニホンジカを目撃情報などを踏まえ、三八地域で行いたいと考えており、場所や日時について猟友会と調整しているところである。ニホンジカ捕獲の方法としては、銃猟が主流であることから、銃器を使って組織的に行う巻き狩りという手法により行うこととしている」との答弁がありました。

次に、「青森県立はまなす医療療育センターの指定管理者を日本赤十字社とした選定理由について伺いたい」との質疑に対し、「指定管理者の選定に当たっては、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第三条の規定により、公募による選定が原則であるが、同条例第五条の規定により、知事等が当該公の施設の適正な管理を確保するために特に必要と認めるときは、非公募によることが可能となっている。はまなす医療療育センターの入所児及び入所者の心身の安定、医師等の専門職員の確保を図るためには、設立以来施設を運営している日本赤十字社が継続して指定管理者となることが適当であると判断し、公募によらず、同社を平成二十八年四月から平成三十一年三月までの三年間の指定管理者として選定した」との答弁がありました。

このほか

一つ、銃猟免許を有する狩猟者のニホンジカ捕獲の意向について
一つ、八戸市櫛引地区の不適正処理事案に係る行政代執行について
等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

また、請願の審査結果については、お手元に配付の委員会報告第二号のとおりであります。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。
